

道路建設工事業における切れ・こすれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	9～ 10	型枠加工のため金板の切断作業中に電動丸ノコにより右手で持ち、左手により金板を押さえて切断を始めたところ、丸ノコ本体の見えない部分が左手中指に当たり、切断をした。丸ノコ操作の自分の目線位置が悪いため、左手先の部分が死角となり、また本人のなれ合い作業が起因である。	54	1 ～ 9
1	13～ 14	山林道新設工事現場に於いて、チェーンソーで木を伐採作業中、勢いで手が滑り、左大腿部に刃が当たり切傷する。	50	1 ～ 9
1	14～ 15	県道改良工事現場に於いて、ディスクグラインダーを使って型枠を取り除くため、合板の切断作業を行っていたところ、回転中のグラインダーの刃が合板にくい込み、その反動でグラインダーが跳ねてきたため左手で払ったところ、回転しているグラインダーの刃で左手指に切断創等を負った。	32	—
1	15～ 16	被災者は、現場事務所隣接の資材置き場にて、撤去した残材を片づけ整理するため、携帯用丸のこで角材（45mm角）を固定し作業していたところ、携帯用丸のこが反発し、右大腿部に当たり被災した。	62	30 ～ 49
6	14～ 15	当日は雨が降っていたので、会社の指示で各現場からあがってきた残材、資材等の整理、片付け作業をしていて、再利用する型枠用算木（幅5cm×奥行2cm×長さ150cm）を軍手をした両手で持ち、資材置場の棚に置こうと手を算木の上で横にすべらせた時、算木が割れ、ささくれ立っていてトゲのように突き出ている木の角に、指先を突き刺してしまい受傷した。	61	1 ～ 9
	9～	道路の伸びた雑草を伐採している作業中、右足の外側脛の部分を草刈機によって裂		10

6	10	傷したものである。	62	～ 29
7	14～15	荷物積み込み作業中に、大型トラックから一斗缶32個（1パレット）の荷物を後ろ向きで引っ張ろうとしたときに、右足首を痛めてしまった。その場から一步も動けなくなり、すぐに救急車を呼んだ。	45	1 ～ 9
7	13～14	路肩改良工事の型枠作成にあたり、被災者が丸鋸で型枠部材を切断中、片手で電動ディール線を引き寄せたため不安定になり、跳ね返りを防ぐことができず、誤って右大腿部を負傷した。	32	1 ～ 9
9	8～9	ビームリフター（13m）を使用してニセアカシアの枝切りを1名で行っていた。伐採木の切断部にチェーンソーの刃先が挟まり、外れなくなってしまったため、左手で伐倒木を外そうとしたとき、チェーンソーの刃先が急に外れ、左手の平から手首にかけ接触し裂傷したものである。	69	50 ～ 99
9	10～11	当社倉庫裏の斜面で、草刈作業をしているときに、上り斜面で足場を変えたときに足を滑らし、前に倒れ、滑り落ちてきた刈り払い機の回転刃に、右手手のひらが接触し、切傷したものである。	19	10 ～ 29
10	17～18	当社敷地内で、草刈作業を行う際、草刈機を砂利の上に置いて、保護メガネをしていない状態でエンジンを掛けたら、回ったノコ歯が砂利に当たり、ノコ歯先端が3mm角程欠けて、それが右目眼球に刺さった。当初は痛みもさほどではなかったため、砂利が目にあたった程度と思っていたが、後日、目が痛み出して来た。	40	10 ～ 29
10	9～10	道路維持作業中（台風21号による倒木処理）に4本の重なった倒木をチェーンソーで切断した際に、しなっていた幹がチェーンソーに当たり、そのチェーンソーが右足の膝下10cmの所に当たり裂創した。	42	1 ～ 9
11	9～10	工場内舗装道路工事現場で、コンクリート製重圧管の切断作業をしている時に、ハンドカッターを引き上げる際、バランスを崩してハンドカッターがはね、左手首に刃があたり6針を縫合する負傷をした。	67	1 ～ 9

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html